

JMRC東北ラリー競技運営細則

本共済制度の運営に関し、本共済規定に基づき以下の細則を定める。

第1条拠出金の金額

1. JMRC東北会員について
毎年度1名1,000円
2. 国内で開催されるラリー競技会（JAF公認）に関わる者（北海道・関東・東北以外は主催者確認）
参加者の所属員：1大会1台5,000円
3. 公式練習会
参加者の所属員：1台5,000円

第2条適用

今制度は申請した大会のみ対象とする、いわゆる掛け捨てとする。

第3条人身事故への給付（見舞金）と制限

1. 1条1項に対して、同一年度内1人に対し最高限度額は1,000万円とする。
給付の区分は最高額を100%とし、50%以下はJMRC東北モータースポーツ共済会より給付される。
2. 1条2項及び3項に対して、公式レッキを含み所属員が加害者となる事故に対し、1事故1名につき200万円を限度とする。但し死亡事故の場合のみ1事故1名500万円とする。
但し、事故の被害者がJMRC東北の共済加入者である場合等は重複して支払われることは無い。
尚、同一年度内の上限も同額とする。

第4条対物事故への給付と制限

1. 1条2項及び3項に対して、公式レッキを含み所属員による対物事故に対して主催者より現状復旧の請求がなされた場合、復旧に要した費用が支払われる。但し、1競技会につき30万円を限度とする。但し10万円以下は免責とする。
尚、競技車両同士の事故は対象外とする。

第4条給付の申請

所定の用紙に正しく記載し申し込むこと。

添付書類：事故報告書・現場の見取り図・一般車両の場合は事故証明、見積書、写真、請求書、示談書、領収書のコピー等

オーガナイザーの用意した、共済申込書を参照の事。

第5条本制度の施行と期限

本制度は3年間の期間において、詳細を検討し見直しをするものとする。

2011年4月1日施行

2016年2月7日変更

2018年3月4日変更

別表1：JMRC共同共済会適用

別表2：JMRC東北共済会適用